建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年７月 24 日

近畿地方整備局長　森　　昌文

1　処分をした年月日　平成26年５月21日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　西芝エンジニアリング株式会社　藤井　秀人　兵庫県姫路市網干区浜田1000　国土交通大臣許可（般―22）第16366号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成26年５月21日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年７月 24 日

近畿地方整備局長　森　　昌文

1　処分をした年月日　平成26年５月26日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社第一　西浦　和男　大阪府泉佐野市りんくう往来南５―10　第一ビル　国土交通大臣許可（特―25）第17994号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゆんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成26年５月26日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年７月 24 日

近畿地方整備局長　森　　昌文

1　処分をした年月日　平成26年６月３日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ショベル工業株式会社　金山　栄輔　大阪府大阪市大正区千島１―20―７　国土交通大臣許可（特―22）第4352号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゆんせつ工事業、水道施設工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成26年６月３日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年７月 24 日

近畿地方整備局長　森　　昌文

1　処分をした年月日　平成26年６月９日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ダイケンエンジニアリング株式会社　巻口　勝彦　大阪府大阪市北区中之島２―３―18　国土交通大臣許可（般特―24）第14108号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業、板金工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成26年６月９日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第６１２５号

愛知県豊田市前山町５丁目23番地58
債務者　ハッピーパレット株式会社
代表者代表取締役　岩下　和美
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒澤　佳代
4　破産債権の届出期間　平成26年８月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月２日午後２時

東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６１２８号

茨城県ひたちなか市外野１丁目35番11号
債務者　株式会社シーイーストカンパニー
代表者代表取締役　宮本　紀夫
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　犀川　　治
4　破産債権の届出期間　平成26年８月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月２日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６１２９号

茨城県日立市東滑川町２丁目18番５号
債務者　有限会社エムイーコーポレーション
代表者代表取締役　宮本　紀夫
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　犀川　　治
4　破産債権の届出期間　平成26年８月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月２日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６２１２号

東京都杉並区下高井戸１丁目８番２号
債務者　株式会社ファンデックス
代表者代表取締役　廣元　光彦
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　茨木　　茂
4　破産債権の届出期間　平成26年８月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月２日午後１時30分

東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６２２１号

東京都江戸川区松島２丁目17番15号
債務者　有限会社宇佐美商店
代表者代表取締役　山中三十六
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森居　秀彰
4　破産債権の届出期間　平成26年８月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月10日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６２２５号

神奈川県海老名市中新田1925番地
債務者　有限会社ニュープロトプロジェクト
代表者代表取締役　北條　邦彦
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　津田　宏明
4　破産債権の届出期間　平成26年８月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月３日午後２時

東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６２２６号

神奈川県海老名市中新田３丁目37番13号
債務者　ＴＬＴ株式会社
代表者代表取締役　北條　邦彦
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　津田　宏明
4　破産債権の届出期間　平成26年８月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月３日午後２時

東京地方裁判所民事第20部